

(2) 別紙3 料金の額及びその徴収期間

別紙3中、1.(2) を次のとおり改める。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日以外の日の午後10時から翌午前0時までの間に二に定める区間を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所(別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。)を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、二に定める区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と一般国道6号(東水戸道路)(以下「東水戸道路」という。) 仙台東部道路、秋田外環状道路、一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))(以下「琴丘能代道路」という。) 一般国道127号(富津館山道路)(以下「富津館山道路」という。) 東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)を連続して通行する場合は、各道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

二 対象区間

高速国道の全区間。
東水戸道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
仙台東部道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
秋田外環状道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
琴丘能代道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
横浜横須賀道路の全区間。
富津館山道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道

路を連続して通行する場合に限る。
東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の全区間。

別紙3中、1.(2)の次に次のとおり加える。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日以外の日の午前0時から午前4時までの間に二に定める区間を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、二に定める区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を連続して通行する場合は、各道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

二 対象区間

高速国道の全区間。
東水戸道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
仙台東部道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
秋田外環状道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。

琴丘能代道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
横浜横須賀道路の全区間。
富津館山道路の全区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。ただし、平成20年11月10日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の全区間。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間及び下表に定める区間のうち、100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し(別添2に定める区間のみの通行を除く)かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、(1)口に定める均一制を適用する区間を含む場合又は東北横断自動車道酒田線の月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを連続して通行する場合については、本割引の適用を1回の適用とみなす。

東水戸道路の全区間。
仙台東部道路の全区間。
秋田外環状道路の全区間。
琴丘能代道路の全区間。
富津館山道路の全区間。
東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクシヨ

ンまでの区間。

東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)を通行し、かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、イの表中に定める区間の通行料金及び(1)ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道とイの表中に定める区間を連続して通行する場合又は東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間と東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及びイの表中に定める区間の割引後の算出額それぞれにおいて、上記の端数処理を行うものとする。

また、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

八 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

割引相互間の適用関係

- イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又は東京湾アクアライン特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。
- ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

別紙3中、別添6を次のとおり改める。

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ											
大口	×	大口										
前納	×	×	前納									
深夜				深夜								
通勤				×	通勤							
早朝				×	×	早朝						
アクア				×	×	×	アクア					
路バス	×		×				×	路バス				
平夜				×	×	×	×		平夜			
平深				×	×	×	×		×	平深		
休昼				×	×	×	×	×	×	×	×	休昼

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「アクア」、「路バス」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引
2	乗合型自動車（定期路線）割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C 前納割引